

令和 7 年
第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

(3 月 10 日 追加提出)

阿 久 根 市

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
25	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1

議案第25号参考 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) （略） 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____	（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) （略） 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____（以下この項において「特定期

_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階 級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 （略）

間』という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階 級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 <u>14,200</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考 （略）

